

公益社団法人 大分県理学療法士協会

定 款

公益社団法人

大分県理学療法士協会

公益社団法人 大分県理学療法士協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人大分県理学療法士協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大分県大分市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、理学療法に関する知識の普及啓発並びに会員の理学療法の学術技能の研鑽及び職業倫理の高揚を図るとともに、地域保健、地域医療及び地域福祉の協力等に関する事業を行い、大分県民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、次の事業を行う。

- (1) 理学療法を通じて、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与するための事業
- (2) 理学療法士の職業倫理の高揚並びに、学術及び技術の向上に関する事業
- (3) 理学療法士の資質の向上に関する事業
- (4) 理学療法に関する刊行物の発行および調査研究に関する事業
- (5) 関連団体との連携及び協力に関する事業
- (6) 理学療法士の社会的地位の向上及び相互福祉に関する事業
- (7) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法第2条第3項に規定する理学療法士で、法人の目的に賛同し大分県に居住又は勤務する個人。
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体で理事会の承認を受けたもの。
 - (3) 名誉会員 この法人に多大の功績があったもので、理事会の推薦を受け、総会の承認を得たもの。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところによる入会申込をし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 正会員は、法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき入会

- 金及び会費（以下「会費等」という）を支払わなければならない。
- 2 賛助会員は、会費規程において別に定めるところにより賛助会費を支払わなければならない。
 - 3 名誉会員は、会費等の納入を免除する。

（退会）

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、社員総会において総正会員の3分の2以上の議決に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）この法人の定款又は規則に違反したとき。
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- （3）その他の除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- （1）理学療法士の免許を取り消されたとき。
- （2）当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- （3）第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- （4）総正会員の同意があったとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第12条 会員が前3条の規定により退会し、除名され、またはその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

（総会の構成）

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（総会の種類）

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

（総会の権限）

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- （1）会員の除名
- （2）理事及び監事の選任又は解任
- （3）定款の変更
- （4）各事業年度の事業報告及び決算の承認
- （5）入会の基準並びに会費等の額の決定

- (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡又は入会の基準並びに公益目的事業の全部の廃止
 - (8) 理事会において総会に付議した事項
 - (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、第17条第3項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(総会の開催)

第16条 定時総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会の招集の通知をしなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の定足数)

第20条 総会は正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(総会の決議)

第21条 総会の決議は、出席した当該正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の3分の2以上の議決をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面議決等)

第22条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員に議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員の設定)

第24条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 11人以上13人以内
- (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以上を副会長とし、その他の理事を常任理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員職務及び権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、法人の業務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 前3項の業務執行に係る権限は、理事会が別に定める職能権限規程による。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定員に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議において解任することができる。

(役員報酬)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(顧問及び相談役)

第31条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問及び相談役の報酬は、無償とする。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(4) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(理事会の招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときには、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名捺印する。

第6章 資産及び会計

(基本財産)

第38条 この法人の基本財産は、この法人の目的にある事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定める。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保等に提供する場合は、理事会の決議を得なければならない。

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、1項及び2号の書類についてはその内容を報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第44条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第7章 委員会

(委員会)

- 第45条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(事務局の設置等)

- 第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には事務局長及びその他の職員を置く。
 - 3 事務局長及びその他の職員は、会長が理事会の決議を得て任免する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。
- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
 - 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なくてはならない。

(解散)

- 第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

- 第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

- 第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106 条第1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106 条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は河野礼治，副会長は志賀辰三及び高橋知良，常任理事は後藤順司，大塚治長，田中とも，安達佳輝，池田孝臣，宮原龍司，川上健二，竹村仁，富松満代，石丸知二とする。